

## 白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年9月13日(金)午後1時30分
2. 閉会日時 令和6年9月13日(金)午後3時10分
3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室
4. 出席委員  
1番 小野 真一      2番 市川 博      3番 清水 哲治  
4番 杉谷 孫司      5番 南 喜久治      6番 後呂 豊  
7番 尾崎 義治      8番 福田 博保      9番 鈴木 隆文  
10番 木戸 孝      12番 山本 孝一      13番 柏木 彰文  
14番 大平 倫生
5. 欠席委員 11番 藤原 久恵
6. 事務局  
局長 古守 繁行      係長 柳原 克彰      主任 石川 智寛  
主査 大平 真也
7. 議事日程  
開会  
議事録署名委員の指名  
議事  
報告第17号 農地中間管理事業による貸付の合意解約について  
報告第18号 農地使用貸借の合意解約について  
報告第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地貸付先の変更について  
議案第23号 非農地証明について  
議案第24号 農地法第3条の規定による許可について  
議案第25号 農地法第5条の規定による許可について  
議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地貸付先の変更について  
議案第27号 農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について  
その他

### 8. 会議の概要

局長      皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から9月の農業委員会を開催させていただきますと思います。会議に先立ちまして、今回の農業委員会につきましては、農業委員さん、推進委員さんの皆さんがお揃いになる最初の委員会です。初めての方もいらっしゃいますので、皆様の自己紹介をお願いいたします。～会長から順に自己紹介した。～事務局の職員の自己紹介をさせていただきます。～各自、

自己紹介した。～農林水産課の農政担当職員の自己紹介をさせていただきます。～各自、自己紹介した。～それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、11番の藤原委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんに出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。2番の市川 博委員と8番の福田博保委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

2番委員 はい。  
8番委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第17号 農地中間管理事業による貸付の合意解約について事務局より報告願います。

係長 はい。報告第17号 農地中間管理事業による貸付の合意解約についてご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のためで、令和6年8月6日解約したものです。なお、後ほどご審議頂く議案第26号1番の対象地でもあります。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告を終わります。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

〇〇委員 これは、議案第26号1番にもありますが、農地中間管理事業の貸付先の変更として、まとめて扱えないのか。

係長 本件は、一括化方式になってからの案件でございますので、一旦、解約合意をご報告した後に議案第26号1番で議案として上程させていただくことになります。

〇〇委員 わかりました。

議長 他にご意見ご質問はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第 17 号につきましては、会長に対する事務委任規則第 3 条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、報告第 18 号 農地使用貸借の合意解約について事務局より報告願います。

係長 はい。報告第 18 号 農地使用貸借の合意解約についてご報告いたします。議案書の 2 ページをお願いいたします。番号 1。対象地は〇〇外 3 筆で、地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は耕作者が体調不良により解約意向を示したためで、令和 6 年 9 月 1 日解約したものです。

続きまして、議案書の 3 ページをお願いいたします。番号 2。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は耕作者が体調不良により解約意向を示したためで、令和 6 年 9 月 1 日解約したものです。なお、番号 1 と 2 の農地中間管理事業による貸付先の合意解約につきましては、7 月の総会 報告第 15 号で、報告済みです。

続きまして、議案書の 4 ページをお願いいたします。番号 3。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の株式会社〇〇です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のためで、令和 6 年 8 月 22 日解約したものです。

続きまして、議案書の 5 ページをお願いいたします。番号 4。対象地は〇〇外 1 筆で、地目はいずれも田、面積は合計〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のためで、令和 6 年 8 月 15 日解約したものです。なお、番号 3 と 4 につきましては、後ほどご審議頂く議案第 24 号 2 番の申請地でもあります。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告を終わります。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問がないようですので、報告第 18 号につきましては、会長に対する事務委任規則第 3 条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、報告第 19 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地貸付先の変更について事務局より報告願います。

係長 はい。報告第 19 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による

農用地貸付先の変更についてご報告いたします。議案書の6ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇外1筆で、現況地目はいずれも畑、面積は合計〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和8年7月31日までの使用貸借権の設定で、利用目的は野菜・花卉栽培です。

続きまして、議案書の7ページをお願いいたします。番号2。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和10年6月30日までの使用貸借権の設定で、利用目的は水稻・野菜栽培です。

続きまして、議案書の8ページをお願いいたします。番号3。対象地は〇〇で、現況地目は畑、面積は〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和8年11月30日までの使用貸借権の設定で、利用目的は野菜・花卉栽培です。

続きまして、議案書の9ページをお願いいたします。番号4。対象地は〇〇で、現況地目は畑、面積は〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和9年10月31日までの使用貸借権の設定で、利用目的は野菜・花卉栽培です。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第19号につきましては、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、議案第23号 非農地証明について上程いたします。事務局より説明願います。

係長 はい。議案第23号 非農地証明についてご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇で、地目は台帳が畑、現況が山林。面積は〇〇㎡です。申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。当該地は、菊等の栽培をしていた畑でしたが、昭和50年頃から放置され、現在に至っておりますとのことです。なお、8月27日に〇〇委員、9月3日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明した。～以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお

伺います。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

〇〇委員 境界杭と言っていたが、高速道路建設される際に地籍調査がされたのでしょうか。

係長 地籍調査の時期は確認していませんが、地籍調査の境界杭がありましたので、それにより現地確認いたしました。

〇〇委員 地籍調査が行われたのは昭和 50 年以降でしょうか。その際の現状により、農地であるか判断して頂いたら良いと思います。そのことは地籍担当者に具申していますか。

係長 しておりません。地籍調査については、地籍担当者が土地の所有者と現地立会いしています。農業委員会の職員は立会いをすることがないと思います。

〇〇委員 しかし、現地調査による地目が畑ではおかしいと思います。そこで、土地の所有者と話し合い上で、地目を山林にするか雑種地にするかを報告することが必要であると考えます。今後、そのようなことも検討していただきたいと思います。

係長 ご意見については、地籍調査室とも話をさせていただきます。

〇〇委員 お願いします。

〇〇委員 このような案件は、他にも多くあると思います。見解を明確にし、判断基準を示しておく必要があると思います。

係長 わかりました。地籍調査室と確認したいと思います。

局長 地籍調査の際は、農業委員会の職員が、実際に山の中まで現地立会いすることはないため、このような事例が発生していると考えます。その点も含めて、一度、地籍調査室と協議していきます。

議長 議案第 23 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可について上程いたします。5 件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長

はい。議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可につきましてご説明いたします。議案書の 11 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑。面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇の耕作面積は、〇〇㎡です。申請理由は譲渡人においては、当該地を相続にて取得しましたが、維持管理が困難なことから、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、近隣にある土地と家屋を共に譲り受け、当該地で蘭栽培をしたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 12 ページをお願いします。番号 2。申請地は〇〇外 11 筆で、地目は、台帳、現況ともに全て田。面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、〇〇㎡です。申請理由は譲渡人においては、当該地を相続にて取得しましたが、維持管理が困難なことから、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地付近の農地で耕作しており、事業拡大を考えたいため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 14 ページをお願いします。番号 3。申請地は〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑。面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、〇〇㎡です。申請理由は譲渡人においては、当該地を相続にて取得しましたが、維持管理が困難なことから、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地は自宅の隣接地にあり、効率的に野菜を栽培できると考えたいため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 15 ページをお願いします。番号 4。申請地は〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑。面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、〇〇㎡です。申請理由は譲渡人においては、当該地を遺贈にて取得しましたが、維持管理が困難なことから、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、農業経営を拡大したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 16 ページをお願いします。番号 5。申請地は〇〇外 1 筆で、地目は、台帳、現況ともに畑。面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の株式会社〇〇です。所有権の移転で、譲受人の株式会社〇〇の耕作面積は、〇〇㎡です。申請理由は譲渡人においては、当該地で耕作してきましたが、農業経営が困難となったことで農業経営規模の縮小を考えたいため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地付近で耕作しており、農業経営を拡大したいと考えたいため、本申請に至りましたとのことです。なお、譲受人の株式会社〇〇は、農地所有適格法人である株式会社〇〇が、令和 6 年 5 月 20 日付けで商号変更された法人です。また、書類を精査したところ、農地法第 3 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力・技

術」などがございます。この内、1番の譲受人の「通作距離」は、片道の路程距離100キロ及び片道1時間15分とのことです。本日お配りしている資料「農業委員会関係法令・規則・申し合わせ事項等」の25ページに「農地法の規定による申請取扱等申合せ事項」があり、その3.申請取扱(2)において、「通作距離は、おおむね片道の路程距離30キロ又はおおむね片道1時間」としているところです。そのため、代理人を通じて、譲受人に確認したところ、〇〇で小麦、〇〇で大豆を栽培しており、住所地では農業体験なども行っておられます。洋ラン栽培は、〇〇では気候的に育たず、知人が〇〇で蘭農家をしているので、紀南で農地を探していたところ、今回の話があり、譲り受けたいと考え、また、将来的にはこちらに拠点を移したいとの意向です。現地の状況などを写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～「現状管理が行き届いていない農地であること」、「近くに当該農地を管理する拠点となる土地・家屋も譲り受けること」、「現在も農業を営んでいること」などを総合的に勘案して、実際に農地を効率的に利用して頂けると判断したところです。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 2番、3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 4番、5番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第24号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第25号 農地法第5条の規定による許可について上程いたします。事務局より説明願います。

係長 はい。議案第25号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。

議案書の 17 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は、〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は、〇〇の株式会社〇〇です。所有権移転を伴います駐車場用地への転用申請です。申請理由は譲渡人については、当該地は農地の形状が悪く、維持管理に苦慮していたところ、譲受人より申出があったため、本申請に至りましたとのことで、譲受人については当該地を駐車場用地として利用したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、農地法第 5 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明した。～以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 25 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 26 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地貸付先の変更について上程いたします。事務局より説明願います。

係長 はい。議案第 26 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地貸付先の変更についてご説明いたします。議案書の 18 ページをお願いいたします。番号 1。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和 11 年 3 月 31 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、この件につきましては、当初の権利設定が、一括化方式によるものですので、報告第 19 号で、合意解約を報告した上で、議案として上程しています。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 彼の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 26 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 27 号 農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について上程いたします。2 件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 27 号 農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてご説明いたします。これは農用地の除外と編入申請について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。議案書の 19 ページをお願いします。番号 1。申請地は、〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。申請者は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、変更後の土地利用の目的は、太陽光発電施設です。変更理由は、当該地を太陽光発電施設として利用したいため、売却してほしいと申出があったことから、本申請に至りましたとのこと。こちらについては、農用地から農用地外への除外申請となります。

続きまして、議案書の 20 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は〇〇で、地目は台帳が田、現況が畑、面積は〇〇㎡です。申請者は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、変更後の土地利用の目的は、梅栽培です。変更理由は、果樹経営支援対策事業実施のため、農用地利用計画を変更する必要があることから、本申請に至りましたとのこと。こちらについては、農用地外から農用地への編入申請となります。それでは、現地状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～1 番をスライド説明した。～

〇〇委員 現地を見て確認してきたが、すでに嵩上げがされており、道まで土砂が埋められているため排水ができず、〇〇区長が県へ申立て、土砂を撤去した経緯がある。また、この土地は建築業者等が太陽光発電機を設置したいという要望があるようです。また、先ほどの事務局の説明では、平成 21 年に形状変更の届出があった時点では田になっており、台帳でも田とされていますが、我々が見たときには田ではありませんでした。

係長 平成 21 年 7 月の形状変更では、県道から約 2m の段差があり、他人の土地を經由しないと当該地に入れない状態であったため、嵩上げをして果樹畑にしたいという内容で承認されていました。

〇〇委員 果樹を植える農地にしたいということで、承認を受けて嵩上げをしたが、現在は、太陽光発電のために使用する計画になっているということでしょうか。

係長 その通りです。

〇〇委員 その計画の話はいつ出てきたのでしょうか。

係長 農地の転用は農業振興地域計画の農用地区域から除外してからでないといけないので、今後の申請になります。

〇〇委員 農用地区域の除外を受けずに、現状に嵩上げをしているのですか。

係長 そうです。

局長 当該地の隣接地はすでに雑種地であり、農地ではありません。太陽光発電施設を設置するにあたり、本件土地も転用して利用したいとのことです。しかし、本件土地が農業振興地域計画の農用地区域のため、今回、除外申請が提出されています。除外が完了するのは約半年ほど先になりますので、その後に転用申請をされることになります。

〇〇委員 除外の承認を得ていないにも関わらず、田から形状変更した土地と一緒に嵩上げしていることを後で了承するわけにはいかないです。始末書の提出が必要ではないですか。

局長 先ほど事務局から説明がありましたが、今回の除外申請で除外がされた場合、今後、転用の申請等に進むことになりますが、現時点で始末書を求めますか。

係長 本件の農業振興計画の農用地区域の除外について、県に相談しましたが、除外については始末書は必要ないと回答いただいています。今後、農地転用をされる際に始末書等を提出いただくことも考えています。今回、このようなことを確認したため、理由書を付けていただきました。

〇〇委員 その他として、農地を転用し太陽光発電施設設置後の管理ができていないことについて、所有権移転され現所有者も不明で、連絡できないことがある。その場合、転用許可は農業委員会であるが、現況に対する問い合わせは生活環境課ですか。

係長 そうです。

局長 以前から農業委員会でこういった議論がありますが、申請当時は、断る理由がなく許可されたものの実情を見ると疑問に思うこともあります。空き地等については、空き地に関する条例を適用し、通知を行う等の対応がされていますが、太陽光発電施設については、別の取扱いになっていると思いますので、再度、生活環境課とも協議して良い方法を検討していきたいと思います。

〇〇委員 　少しわかりにくいのですが、台帳も現況も田となっていますが、形状変更の際に所有者が田から畑にしたいという内容だったはずですが、承認は適切だったのでしょうか。

係長 　平成 21 年 7 月の形状変更承認申請では、県道から田まで約 2m の高低差があり、他人の土地を経由しないと本件土地に入れない状態であったため、県道の高さまで嵩上げをして畑にしたいという内容で承認されました。台帳は、登記地目を変更するかは所有者次第ですので、変更されていない場合もあります。

〇〇委員 　畑にすることは農業委員会として認められているということであり、現状、畑を太陽光発電施設にしたいということで受け止めれば、何も問題がないことになる。形状変更を認めた後、所有者がどのように利用しても、我々は認めなくてはいけなくなっている。他人の土地を経由しないと入れない農地は、他にもたくさんあります。そのような土地を勝手に埋めて台帳も現況も田としている土地を、突然、雑種地に変えるということが、堂々とできるようになりませんか。農業委員会としては、原状回復を求めるべきではないですか。

局長 　平成 21 年に形状変更申請があり、田から畑にすることは農業委員会で承認されています。写真は平成 21 年よりも後のものですが、その部分は埋められているように見えます。今回、現況を田としているので、理解しづらくなっていますが、ある程度の高さまで埋められていたところに、先ほど事務局が説明した通り、県道よりも少し高く土が盛られていた。その土は県の指導で緊急措置として側溝から掬い上げた土であったと考えれば、問題のない案件だと思うところですが、事務局としましても調査不十分な部分もありますので、次回の転用申請がされた際に説明させていただければと思います。

〇〇委員 　土地の所有者が〇〇の方なので、おそらく現況については何も知らないと思います。建築業者が計画して書類を作成していると思われるが、その業者は、農地のことをあまり知らずに埋めたりしているのではないか。この申請の業者は建てる専門の業者であり、管理する専門の業者へと次々と変わるため、表示盤に記載されている電話番号では繋がらない。条例等を制定するなどして管理を引き継がれるようにしないといけないと思います。

局長 　時間の都合もありますので、一旦、次に進ませてもらいたいと思います。

係長 　～2 番をスライド説明した。～説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 　先に 2 番についてお伺ひします。〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺ひします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、1番の審議に戻ります。1番は勝手に田を埋めて畑にしているのであれば問題ですが、農用地区域から除外することについては問題がないように思います。次に転用申請があった際、場合によっては始末書等が必要になるかもしれませんが、議案第27号につきましては、申請通り承認したいと思いますがいかがでしょうか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。案第27号につきましては、申請通り承認いたします。以上で、予定しておりました議案は全て終了しました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長 はい。

～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について～

～令和6年度前期分報酬の支払いについて～

～令和6年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会の参加について～

～令和6年度農業委員会視察研修について～

～令和6年町内の視察研修について～

～農業委員会関係規則・法令申し合わせ事項等について～

議長 他に何かご意見等はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和6年10月11日（金）午後1時30分から富田事務所2階会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思いますがいかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。  
～大平会長は、午後3時10分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員